様式ー3

令和　7年度

業務名　　公立沖縄北部医療センター敷地造成工事現場技術業務（R8）

履行箇所　名護市大北地内

履行期間　令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

特　記　仕　様　書

第1条（業務の目的）

本業務は、公立沖縄北部医療センター敷地造成工事に関連する現場技術業務である。

特　記　仕　様　書　　［沖縄県北部医療組合］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用	1	本業務は、沖縄県土木建築部制定の「現場技術業務委託仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。 なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について	1	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について	1	本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて	1	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		6	管理技術者等について	1	本業務の履行にあたっての管理技術者及び担当技術者(現場技術員)は次のとおりとする。 管理技術者　　：技師(A)　1人 担当技術者(現場技術員)：技師(C)　1人
		7	管理技術者及び担当技術者の資格要件について	1	本業務を担当する管理技術者及び担当技術者は下記のいずれかに該当しなければならない。 ① 技術士【総合技術監理部門:選択科目を建設部門】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者。 ② 技術士【建設部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者。 ③ 技術士【建設部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している技術者。 ④ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている技術者。 ⑤ RCCM【技術士(建設部門)と同様の登録技術部門】の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている技術者。
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。
		9	勤務時間	1	担当技術者の勤務時間は、平日は午前8時30分から午後5時15分まで(超過勤務時間を除く)とし、土日、祝祭 日は原則として休暇とする。ただし、調査員から指示された場合は、特別な理由がない限り勤務するものとする
		10	担当技術者の勤務日数及び超過勤務について	1	通常勤務は19.5日/月として計上している。超過勤務時間については月30時間計上しているが、実績時間との 差については変更の対象としない。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		11	打合せについて		打合せ回数は原則、2回/月とする。
		12	履行場所及び履行基地につい	1	本業務の履行場所は、名護市大北地内とする。 また、担当技術者の履行基地は、受注者で確保するものとする。
		13	業務用自動車について	1	本業務に必要な自動車は、受注者において準備するものとする。また、業務計画書提出時に保険の加入状況、車検証の写し等の資料を提出し、事前に確認を取ること。
		14	業務に必要な資料等の取り扱いについて	1	現場技術業務に必要な「共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」等の図書及び電算機器類等は、受注者において用意するものとする。
		15	服装について	1	担当技術者の服装は、現場に見合ったものとし、特に派手なものは避けること。作業服、作業靴等常時身に着けるものは、受注者で用意するものとする。ただし、安全帽等は発注者が指示したものとする。
		16	関係法令の遵守	1	本業務で配置する技術者は、本業務の履行にあたり、沖縄県職員倫理規定を準用し、関係法令等を遵守し行動するものとする。
		17	工事検査に係る旅費について	1	工事に必要な材料等の工場検査に要する担当技術者の旅費は、受注者で負担するものとする。
		18	情報共有システムの使用について	1	本業務は、受注者の希望により情報共有システムを使用することができる。 使用するシステムは任意のものとし、事前に調査職員の承諾を得るものとする。
				2	情報共有システムの利用にかかる費用は受注者にて負担するものとする。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		19	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
				3	業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。
		20	保険加入	1	受注者は、現場技術業務共通仕様書第133条に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 (例)現場技術業務共通仕様書　第133条　保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。
		21	ウィークリースタンスの取組みについて	1	業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認について、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

特　記　仕　様　書　　[沖縄県北部医療組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html
		22	CADソフトウェア	1	業務に使用するCADソフトウェアは、SXF形式対応のソフトウェア（OCF検定の認証を受けたソフトウェア）とする。調査職員へ提供する図面ファイルの形式は、業務着手時に協議するものとする。
		23	成果品について	1	受注者は、成果品として業務報告書を1部発注者に提出すること。
		24	引継ぎ資料について	1	本業務完了時には、対象工事に関する申し送り事項について引継ぎ資料を作成し、発注者に提出すること。
		25	支払い条件	1	債務負担行為における本委託契約書の条件は下記のとおり 債務負担行為に係る契約の特約関係 令和8年度　:17% 令和9年度　:50% 令和10年度 :33%
		26	その他	1	その他、発注者から工事の監督に必要な資料の作成に関して指示があった場合は資料を作成し、提出すること。

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特 記 事 項		内　　容
1. 対象工事	1	本業務の対象工事は、下記の工事とする。 ・公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（2期工事） [発注手続き中、令和8年11月13日契約予定] ・公立沖縄北部医療センター敷地造成工事（3期工事） [令和9年4月契約予定]
	2	対象工事が増加する場合は、担当技術者の勤務時間の変更も含めて変更協議の対象とする。
2. 設計照査の実施	1	本工事で担当する工事について、設計報告書の内容を確認し設計図書等の照査を行うこと。
	2	照査の対象は、設計図面及び数量計算書とする。
3. 工事積算に関する資料の作成	1	工事積算に必要な現場条件等を記載した資料（歩掛抜粋資料及び歩掛選定一覧表等）を必要に応じ作成し提出すること。
	2	本業務の対象工事において、現場施工実施に際し設計と異なる箇所が発生した場合、工事受注者から提出された資料等について、照査を実施し報告すること。
4. 現場での書類確認	1	現場での協議簿・立会簿等について、全て担当技術者から管理技術者へ報告し、管理技術者から監督職員へ報告すること。
5. 本業務の積算方法について	1	本業務は、基本的に沖縄県土木建築部制定の「現場技術業務積算基準（令和3年7月）」に基づき積算している。
6. 労務単価	1	本業務は、「令和8年度設計業務委託当技術者単価」を適用している。

沖縄県北部医療組合